

地域環境力を活用した グリーン・ツーリズムの展開可能性¹

井田 貴志

I. はじめに

2006年4月1日から10月29日まで「長崎さるく博'06」が、長崎市において開催されたが、このイベントは従来型のいわゆるハコモノ中心の博覧会ではなく、長崎市の自然、歴史、文化などの存在自体が観光対象であり、市民も観光資源化した日本初のまち歩き博覧会と評価されている。

近年、観光によるまちづくりを目指す自治体が多く見られるが、ハコモノに依存しない地域固有資源を基礎とした観光化は容易なものではなく、更に持続可能な観光によるまち（地域）づくりとなると、他地域の成功例をそのままコピーしたとしても失敗に終わる事例も少なくない。また、地域の自然環境にダメージを与えるような手法による観光開発に対する批判も多く、これまで観光開発と環境保全は一つの対立軸として捉えられる事もしばしばあった。1962年に策定された第一次全国総合開発計画における拠点開発方式に代表される広義

¹ 本論文は、平成20年度熊本県立大学地域貢献研究事業の成果の一部である。

の資本誘致型地域開発は、多種多様な地域固有資源の維持・管理形態を変容させ、「山・野・河・海」に代表されるコモン・プール財（Common Pool Resources: CPRs）が地域住民にもたらしてきた多くの幸をもたらすメカニズムを疲弊させてきた²。

このような外来型地域開発による外部不経済として、公害に代表される環境問題が顕在化し、生活環境の改善へと視点が移り変わる中で、地域固有資源である CPRs を保全する必要性が認識され始めてきたといえる。しかしながら、広義の地域資源の持続可能性は、単にそれらを保全するだけでは実現するものとは言えず、適切な利活用をすることによって観光資源としての価値も発現し、環境の保全と観光によるまちづくりへ寄与するものと期待される。

平成15年版環境白書において、地域環境力という概念が提示された。白書における地域環境力は、環境保全活動との関連で位置づけられているが、地域環境力の考え方をより正確に捉えるならば、地域環境力を活かした活動を地域全体で実践することにより、結果として環境保全や地域固有資源の持続可能性といったものを実現していくことができると言えよう。ここで重要なことは、地域環境力を活かした活動をどのようなプロセスで実行するのか、また、活動の中心となる主体は誰なのか、といった活動のフレーム・ワークをどのようにして形成していくのかという事である。地域環境力を活かした活動を実践することにより、事後的に地域資源の観光資源化が実現し、観光によるまちづくりへと繋がっていく可能性があると思われる。

地域固有資源を活用した地域づくりの一つの具体例として、グリーン・ツーリズムを取り上げることができよう。1992年、農林水産省がグリーン・ツーリズムという言葉を提唱し、その内容は、「農山漁村地域において、自然・文化・人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動」というものであった。バブル経済崩

² コモンプール財については、参考文献1を参照のこと。

壊という時代背景もあり、都市住民と農村住民が交流機会をもつことにより、相互的外部経済効果を発揮して、農村のもつ多面的機能を発揮させる農村活性化手法の一つとして位置づけられた農業政策として導入されてきたことは周知の事実であり、観光政策ではない。このように、日本社会において一般的に認識されてきたグリーン・ツーリズムであるが、具体的内容を見てみると一意に定まるものではなく、その解釈にかなりの幅があるのも事実である。

日本各地の農村で、グリーン・ツーリズム研究会や協議会が発足しているが、農業経営の多角化の一形態として成立している地域は、まだ限られており、他産業に見られるような雛形的な事例を見出すことは困難である。というのも、グリーン・ツーリズムは農業や地域を基礎としており、地域固有資源であるから普遍的な事例を求めることが誤りであり、地域の特色を活かしたグリーン・ツーリズムのあり方を模索していかなければならない。

本論の目的は、地域固有資源の持続可能性を実現するために有用と思われる地域環境力を活用した地域づくり、とりわけグリーン・ツーリズムの持続的な展開可能性を検討することにある。

本論の構成は、以下の通りである。まず、地域環境力の概念の整理と地域づくりに関連する重要項目の分類を行う。次に、日本におけるグリーン・ツーリズムの現状とグリーン・ツーリズムを円滑に運営していくために必要な諸条件の分析を行う。最後に、地域環境力を活用したグリーン・ツーリズムのあるべき姿について、考察を進める。

II. 地域環境力と地域づくり

II-1. 地域環境力の構成要素

地域資源や地域環境を保全していくための取り組みとして、多種多様なものが考えられるが、『平成15年版環境白書』において地域環境力という概念が提示

された。白書では、次のように述べられている。

「本節では、地域で効果的に環境保全の取組を進めていく上で、1) 地域資源（自然的・社会的基盤と主体）を的確に把握すること、2) 地域社会を構成する幅広い主体が連携していくことが必要であり、そして、これらを進める前提として、地域に関する情報の発信・提供が積極的におこなわれていることが重要であることを見てきました。地域資源の把握と主体間の連携を行っていくことで、地域が一つの方向性（目標）を共有することとなり、地域における各主体がより良い環境、より良い地域を創っていこうとする意識・能力が高まっていくことになります。こうして得られる地域全体としての取組意識・能力の高まり—これを「地域環境力」と呼びます—が、地域全体として環境保全の取組を効果的に進めていくことを可能とします。

地域環境力は、例えば地元学のように、地域の情報を地域の人々が自分の足で主体的に求め、より的確に地域資源を把握していくことで、一層充実させることができます。また、例えばグラウンドワークのように、体制をきちんと整え、地域の各主体の連携をより広く、より密接なものにしていくことでも、充実させることができます。このように、地域をより深く知り、より多くの主体と連携をとることが、環境、社会、経済のあらゆる側面から、総合的・統合的に地域をとらえていくことを可能とし、真に持続可能な地域づくりに向けて、地域全体を動機づけるとともに、行動の実行可能性を高めていくことになるのです。」

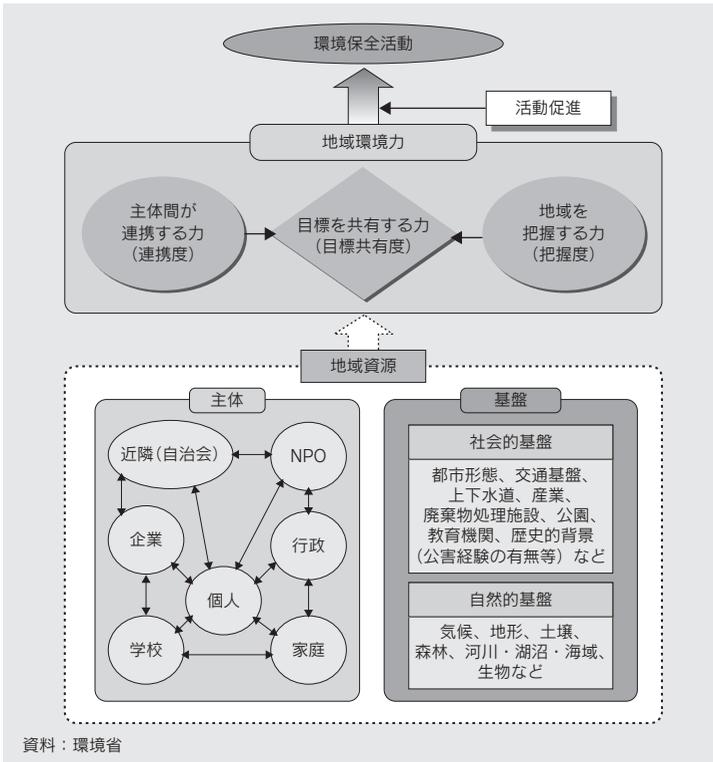
出所：『平成15年版環境白書』より抜粋

白書で述べられている地域環境力のポイントとして、1) 地域住民自らが、地域に存在しているさまざまな地域資源を把握すること、2) 地域社会に存在する住民・事業者・地方自治体・NPOなどの各主体が互いに連携すること、3) 地域全体で地域の望ましい方向性を共有しながら活動すること、を挙げることができる（図Ⅱ-1参照）。

まず、地域資源についてであるが、この用語に関する統一的な解釈は現時点

では確定していないが、近年の傾向として、広義の地域活性化に貢献し得るものを包括的に含んで用いられている。白書では、社会的基盤と自然的基盤から

図Ⅱ－１ 地域環境力を活用した環境保全活動



出所：『平成15年版環境白書』より抜粋

構成される地域を特徴付ける基盤を定義している（表Ⅱ－１参照）。この分類に従えば、いわゆる観光資源は自然的基盤と社会的基盤のどちらにも属しており、観光地の分類として用いられる自然観光地、温泉観光地、歴史観光地、農山漁村観光地、都市観光地などが複合的に存在していることになる。また、地

域に存在するさまざまな活動主体を分類しているところにも特徴がある。一般的には、家計、企業、行政といった経済3主体で捉えることが多いが、ここでは、自治会組織や学校、NPOなども主体の分類として用いており、その点において、ある個人が複数の主体に属することが可能となっており、より現実的な枠組みで捉えているといえる。

表Ⅱ－1 地域における基盤の構成

大項目	中項目	小項目
自然的基盤	気候	気温, 日照, 降水・降雨, 風, 潮流
	地理	地勢, 地形, 火山, 温泉, 地下資源など
	動物・植物	天然記念物, 農地, 原生林など
	水	地下水, 湖沼, 海洋など
	自然的アメニティ	景観, 風致, 親水性
社会的基盤	人口	人口, 世帯数など
	交通基盤	道路, 自転車道, 歩道, 鉄道など
	生活基盤	上水道, 下水道, 地域冷暖房など
	産業経済	産業構造, 地場産業, 環境産業, 商店街
	伝統・風土	伝統文化, 芸能, 民話, 祭りなど
	歴史的背景	遺跡, 歴史的文化財・構造物など

出所：『平成15年版環境白書』より一部抜粋

次に、各主体間の相互連携がどのようにして形成されるのかについてであるが、これは地域内における主体間ネットワークの外部経済効果が発揮できるかどうかによって依存していると考えられる。井田・今泉・藪田（2000）は、地域の経済主体が相互に連携し協調することで、正の外部性を享受でき、結果的に、地域における生産や環境水準を持続可能ならしめる可能性が存在することをモデル分析によって示している。ここでは、そこでの結論を援用して、主体間ネットワークの形成へ向けた政策的含意をいくつか整理してみる。

① 主体間ネットワークの初期育成の重要性

通常のネットワークの議論と同様に、ネットワークへの参加率が累積的に上昇することができるのは、初期において、ネットワーク参加率が「ネットワークへ参加する場合の期待限界収益>ネットワーク参加のための限界費用」となっていることが必要である。つまり、一定規模以上の参加が実現されていなければ、ネットワークの外部性のもたらす限界便益が限界費用を上回るほど十分大きくなり、逆に沈滞化する可能性がある。このことは、地域がネットワークの形成・展開をめざす場合には、ネットワークの初期育成に関して一定の費用負担などの政策が必要であることを意味している。具体的には、共通のテーマを持った人々が集まるNPOの活用が挙げられる。特定の利害関係者や一過性の参加者の集合では、持続的な活動が余り期待できず、主体間ネットワークの拡大に寄与しない可能性が大きいと考えられる。

② 主体間で方向性を共有することの重要性

所与のネットワークに掛る限界費用関数に対して、安定均衡におけるネットワーク参加率を決める重要な要素の一つは、主体間共有率である。主体間共有率の上昇は、期待最大便益を増大させ便益関数を右上方へシフトさせることで、均衡ネットワーク参加率を上昇へと導く。このことは、地域ネットワーク形成に関連して、主体間共有率が大きいほど自律的な形成が進みやすいことを意味している。すなわち、主体間ネットワークへの参加率を高めるためには、まず主体間での方向性の乖離をできるだけ小さくする地域政策が必要であることを意味している。そのためには、当該地域における地域資源に関する正確な情報を共有し、地域資源を把握することが必要となる。各地域で地域資源は同一ではなく、また、地域内においても主体間や世代間などで認識の相違が見られることが一般的であるように思える。したがって、地域づくりに貢献可能な地域資源について、共通認識を持たせる施策が求められる。

③ 複合的ネットワークの外部性

各主体は、共同の自然環境の上に存在し、その制約条件下にあって、相互に関連しあいながら生活し経済活動を行っているが、その活動分野は、教育や文化活動など広範な領域を包み込んでいる。したがって、地域資源の「幸」の利用、地域資源の管理・運営に関するルールに関わるネットワーク形成の導入へ向けたインセンティブやその実効性は、地域の文化活動や教育活動のネットワーク形成によって、一層強められ、有効なものになっていくものと考えられる。一つのカテゴリーにおける単線的なネットワークの複合的關係によって、ネットワーク間の外部性もたらされるであろう。それゆえ、地域内で、さまざまな分野のネットワークが複合的に形成されることが望ましいと考えられる。

④ ネットワーク形成にかかる限界費用抑制の重要性

地域ネットワークへの参加率の高まりが、ネットワーク形成に掛る限界費用を逡増させるか否かは、ad hocには決まらないだろう。ネットワークへの参加は連携の空間的拡大を意味するので、その限りにおいて費用逡増傾向をもつ場合が考えられ、均衡のネットワーク参加率は、その傾向が強まるほど低下することになる。このような場合には、地域内における情報化や効率的情報交換体系の形成などを通じて、費用関数を下方にシフトさせることが必要である。

地域ネットワーク化が進展することによって、地域の限界生産力改善が図られ、便益と費用の差である純便益（厚生水準）—ネットワークの外部性—を享受できる。さらに、地域ネットワークの外部性を活用することで、地域の所得成長と自然環境ストックの保全の両立＝持続的成長が実現できる可能性が生み出される。当該地域においては、各主体が各自のネットワークの外部性を十分に発現出来るように、他主体とのネットワーク構築に努め、地域資源を核とした包括的な取り組みを実現するよう期待される。

最後に、地域全体での地域の望ましい方向性の共有化についてであるが、もちろん地域全体での共有化が実現できるならば望ましいことではあるが、現実

問題として考えるならば、多少差異のある望ましい方向性を共有するサブグループがいくつか形成された後に、ある方向へと収斂していくような形をとるのではないかと考えられる。一般的に、各主体（グループ）の方向性に関する選好に差異が存在すると考えられることから、選好の差異の距離がより近い主体間での調整がおこなわれることにより、連携が形成され始めて行き、規模の異なる少数のサブグループに集約されていく。その後、サブグループ間で安定的な連携あるいは統合的な連携への調整が行われ、可能であれば最終的には全主体が参加する連携が形成される。

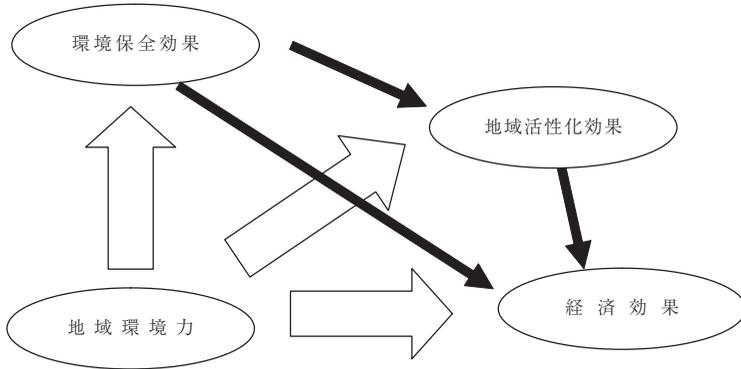
このような地域資源を核とした主体間の連携が形成される前提条件として、当該地域が主体間のネットワークで形成されたコミュニティとなっているのかということがあげられる。ここでのネットワークは、「各主体の自由意志に基づき、何らかの基盤を共有するものの有機的なつながり」といった程度のいわゆる狭義の意味合いで十分である。コミュニティという言葉がもつ意味は時代と共に変化しているが、社会学においては、「一定地域の住民がその地域の風土的個性を背景に、その地域の共同体に対して特定の帰属意識を保ち、自身の政治的自立性と文化的独自性を追究する」と捉えられることもある。したがって、地域資源を核とした各主体（グループ）間のネットワークが形成され、地域資源の利活用に関する共通の方向性を主体的に意思決定していくことにより、地域住民の社会厚生水準の向上に寄与可能な地域システムが構築可能になるのではないかと考えられる。

II - 2. 地域資源利活用の経済効果

前節では、環境白書で述べられている地域資源の三大構成要素について考察を進めたが、地域環境力の概念を核として地域づくりへ拡張するためには、

- 4) 地域資源の適切な利活用、を付け加えることが必要であろう。

図Ⅱ－2 地域環境力の活用効果



出所：『平成15年版環境白書』より作成

図Ⅱ－2で示されるように、地域環境力の概念で重要なことは、地域環境力を基礎とした地域の活動により、地域活性化や地域への経済効果が発現する可能性があることである。つまり、地域に存在する多種多様な活動主体（グループ）が、共通の目的を追求することにより、経済的メリットを享受できるという状況が実現できるのかということがポイントとなる。さらに、最終的な目的は共通であったとしても、制約条件や手段の相違などが存在することにより、協力的な状況が形成されずに非協力的な関係が形成されてしまう可能性も現実的には見受けられることである。

このような状況は、いわゆる囚人のジレンマ的状况であり、地域社会全体でより良い社会厚生が得られる可能性があるにも拘らず、非協力的なために少ない社会厚生しか実現できない。つまり、パレート最適な均衡状態が実現しないで、ナッシュ均衡が実現しているのである。地域活動への参加について、主体間の非協力関係がもたらすこのような状況を簡単な数値例で確認しておく。

表Ⅱ－２ 囚人のジレンマゲーム

		グループ2の選択肢	
		参加する	参加しない
グループ1 の選択肢	参加する	$(B-C, B-C)$	$(-A, B)$
	参加しない	$(B, -A)$	$(0, 0)$

ここで、 $B > B - C > 0 > -A$ 、 $B - C > C - A$ とする。この状況では、両グループともに相手がいかなる戦略をとろうとも、共に参加しないという戦略がより高い利得を得ることができるので、参加しないというナッシュ均衡が成立してしまう。しかしながら、もし、協力関係が構築されているならば、共に参加することによりナッシュ均衡よりも高い利得が得られるのである。このような囚人のジレンマが成立する場合には、自分が非協力的な戦略を選択することによって相手の利得を下げることができると共に、お互いが利己的に行動することで協力する時よりも利得が下がってしまうという状況にある。つまり、お互いの行動が相手に対して外部不経済を発生させる相互外部不経済の状況になっている。外部不経済が発生しているために、いわゆる市場の失敗によりパレート最適な状態が実現していないのである。

この状況を解決するために、互いの利得が異なる場合には、利得の平均値を利得とするようにすると表Ⅱ－２は、表Ⅱ－３のように変更することができる。この改善は、いかなる戦略を選択しても互いの利得に差が出ないように行動するという意味で、利他的な行動と解釈できる。囚人のジレンマの状況において発生していた外部不経済を利他的行動によって排除することにより、ナッシュ均衡とパレート最適を一致させることが可能となる。

表Ⅱ－3 利他的行動を考慮したゲーム

		グループ2の選択肢	
		参加する	参加しない
グループ1 の選択肢	参加する	$(B - C, B - C)$	$\left[\frac{B-A}{2}, \frac{B-A}{2} \right]$
	参加しない	$\left[\frac{B-A}{2}, \frac{B-A}{2} \right]$	$(0, 0)$

表Ⅱ－3において、 $A = 1$ 、 $B = 7$ 、 $C = 2$ とし、利得5を基準とするならば、2つの表はそれぞれ次のようになる。

表Ⅱ－4 囚人のジレンマゲーム

		グループ2の選択肢	
		参加する	参加しない
グループ1 の選択肢	参加する	$(10, 10)$	$(4, 12)$
	参加しない	$(12, 4)$	$(5, 5)$

表Ⅱ－5 利他的行動を考慮したゲーム

		グループ2の選択肢	
		参加する	参加しない
グループ1 の選択肢	参加する	$(10, 10)$	$(8, 8)$
	参加しない	$(8, 8)$	$(5, 5)$

したがって、表Ⅱ－5より明らかなように、利他的行動を考慮すれば相手がいかなる戦略をとったとしても、互いに参加するという戦略を選択し、ナッシュ均衡がパレート最適と一致するのである。このように、地域資源利活用活

動への参加によって、環境保全効果、地域活性化効果、そして地域全体の経済効果が発現していくと考えられる。

地域環境力を基礎とした地域資源の利活用によって、地域へ何らかの経済効果をもたらす可能性が確認できたが、各主体が利己的な利活用をしたとすれば、いわゆる共有地の悲劇的な状況がもたらされる。

いま、地域で活動している代表的な2つの主体について、主体 i ($i = 1, 2$) が利己的に利活用している地域資源の量を x_i とする。また、地域資源の利活用によってもたらされる地域への経済効果は、地域資源1単位当たり $V(X)$ であり、 X は利活用されている地域資源の総量である ($X = x_1 + x_2$)。地域資源を利活用するために必要な費用を1単位当たり C とおけば、主体 i の経済的利益は、

$$W_i(x_i, x_j) = V(X)x_i - Cx_i, \quad (i, j = 1, 2) \quad (2-1)$$

で表すことができる。さらに、地域資源1単位当たりの経済効果 $V(X)$ は、地域資源の利活用水準が増加するにつれて逡減すると仮定すれば、

$$V(X) = a - X \quad (2-2)$$

とおくことができる。ここで、定数 a は当該地域資源がもっている総経済効果である。

これより、各主体の最適行動を見てみると、各主体の経済的利益は、それぞれ次のようになる。

$$W_1(x_1, x_2) = \{a - (x_1 + x_2)\}x_1 - Cx_1 \quad (2-3)$$

$$W_2(x_1, x_2) = \{a - (x_1 + x_2)\}x_2 - Cx_2 \quad (2-4)$$

(2-3) 式と (2-4) 式より、各主体の反応関数は次のようになる。

$$x_i = -\frac{x_j}{2} + \frac{a - C}{2}, \quad i, j = 1, 2. \quad (2-5)$$

(2-5) 式よりナッシュ均衡は、

$$x_1^* = x_2^* = \frac{a - C}{3}$$

となる。したがって、両主体による地域資源の総利活用量は、 $\frac{2(a-C)}{3}$ である。

一方、地域資源の適切な利活用を各主体が協力的に実行するために地域資源の利活用を管理する組織を形成したとすれば、この管理組織の目的とする最適な地域資源の利活用量は、利活用される各地域資源によってもたらされるさまざまな経済的利益の合計を最大化するので、利己的な場合と異なり次式の最大化を図ろうとする。

$$SW = (a - C - X)X。$$

したがって、最適な利活用水準は、

$$\frac{dSW}{dX} = a - C - 2X = 0$$

より、 $X^* = \frac{a-C}{2}$ となる。つまり、 $X^* < x_1^* + x_2^*$ となり、2つの主体が利己的に地域資源を利活用してしまうと、社会的に最適な利活用水準を超えた過剰利用となる。

このように、地域資源を利活用することは地域環境力を基礎とした経済効果を発現させるために必要なことではあるが、囚人のジレンマや共有地の悲劇のような状況が発生しないように、地域の各主体が望ましい地域のあり方について共通の認識をもって、協力的に行動するようなシステム作りが求められる。

Ⅲ. 日本型グリーン・ツーリズムの展望

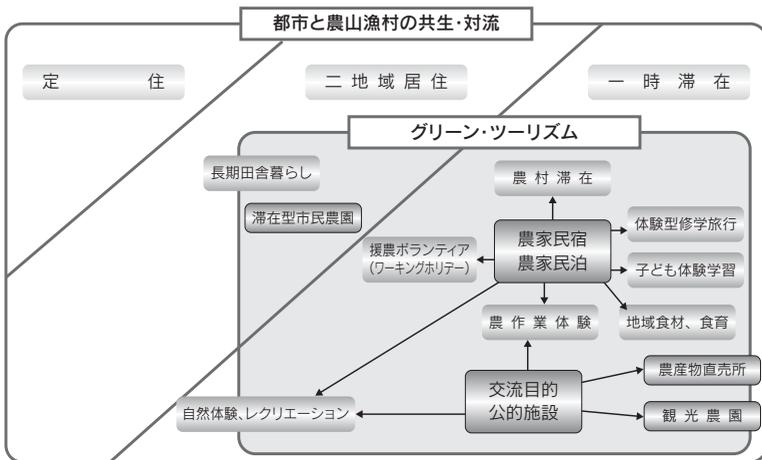
Ⅲ-1. 日本型グリーン・ツーリズムの現状

日本でグリーン・ツーリズムという言葉が公式に用いられたのは、1992（平成4）年6月に農林水産省が公表した「新しい食料・農業・農村政策の方向」においてであり、その中の「Ⅱ. 政策の展開方向—2. 農村地域政策—(2) 適

正な土地利用の確保と農村の定住条件の整備」の項目で、「地域内発型の農林水産関連産業やグリーン・ツーリズムを振興」と位置づけられた。さらに、同年に公表された農林水産省の「グリーン・ツーリズム研究会中間報告—グリーン・ツーリズムの提唱」において、グリーン・ツーリズムを「緑豊かな農山漁村において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動」と定義された。また、グリーン・ツーリズムは、大規模な開発を行わず、地域資源を最大限活用し、心のふれ合いなど人的交流の面を重視し、農村の自然や社会を破壊せず、これを育てるものでなければならないと述べている。その後、1994年に「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（農山漁村余暇法）」が制定され、「農村滞在型余暇活動」とは、「主として都市の住民が余暇を利用して農村に滞在しつつ行う農作業の体験その他農業に対する理解を深めるための活動」と定義されている。

さらに、2000年に策定された「食料・農業・農村基本計画」において、「農村

図Ⅲ－１ 「都市と農山漁村の共生・対流」と「グリーン・ツーリズム」



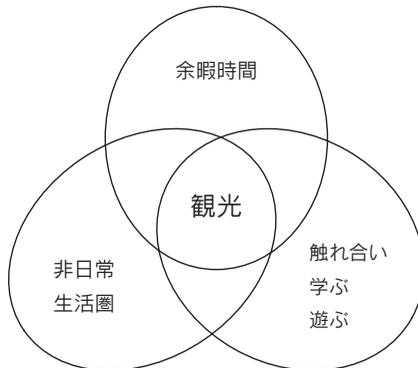
出所：農林水産省のホームページより抜粋

における滞在型の余暇活動（グリーン・ツーリズム）の推進，農産物の産地直売を契機とする農業体験等の促進その他都市と農村との交流機会の確保や交流の場の整備等により，都市と農村の交流の促進を図る。」とされ，都市と農村の交流政策の一つとして，グリーン・ツーリズムが位置づけられた。

日本社会において2000年前後の動きは，バブル経済崩壊後のデフレ状態，地方分権の促進，循環型社会の形成など多くの改革への端緒がうかがえる頃である。とりわけ，バブル経済崩壊による不況により1980年代後半から促進されていたリゾート開発が停滞すると共に，国民の観光旅行に対する嗜好にも大きな変化が見られるようになってきた。このような時代背景の中で取り組みが始まったグリーン・ツーリズムであるが，その活動内容として，農業体験メニューはもちろんのこと，農作物の直売，農家民宿，農家レストランなど多岐にわたっている（図Ⅲ－1参照）。

本来，疲弊している農村の振興や農業従事者への新たな所得獲得の機会を与えることを目的とした農業政策ではあるが，近年では，地域観光政策や地域活性化策の一つとして位置づけられたりしているところも少なくない。観光の側

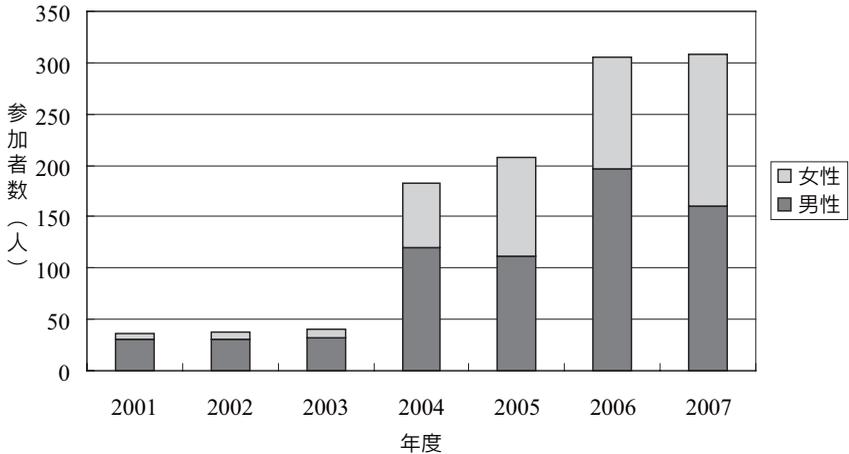
図Ⅲ－2 観光の概念



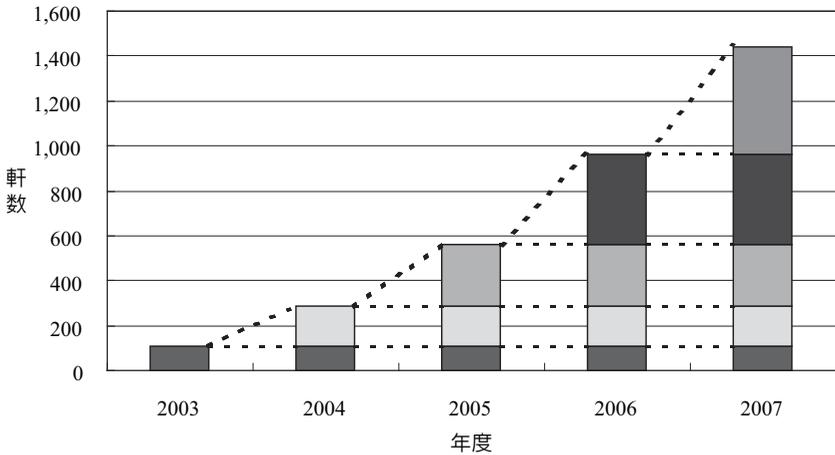
面から見れば、団体周遊型の旅行であるマス・ツーリズムに対する代替的な旅行形態の一つとしてグリーン・ツーリズムやエコ・ツーリズムなどが注目されてきた。1995年に観光政策審議会が、「今後の観光政策の基本的な方向」で観光について、「観光は、余暇時間の中で、日常生活圏を離れて行うさまざまな活動であって、触れ合い、学び、遊ぶことを目的としている」と定義した（図Ⅲ－2参照）。

この定義に従うならば、都市住民にとってグリーン・ツーリズムは観光として位置づけられるかもしれない。特に、グリーン・ツーリズムは、観光の定義における「触れ合い、学ぶ、遊ぶ」の要素を色濃く反映しているといえる。農家民宿やワーキング・ホリデーは、農業従事者でない都市住民に対して農作業を体験する機会を与えているし、従来の観光施設や観光資源を見るだけの周遊型ではなく、まさに滞在型の内容をもつものである。

図Ⅲ－3 農林漁家民宿研修参加者



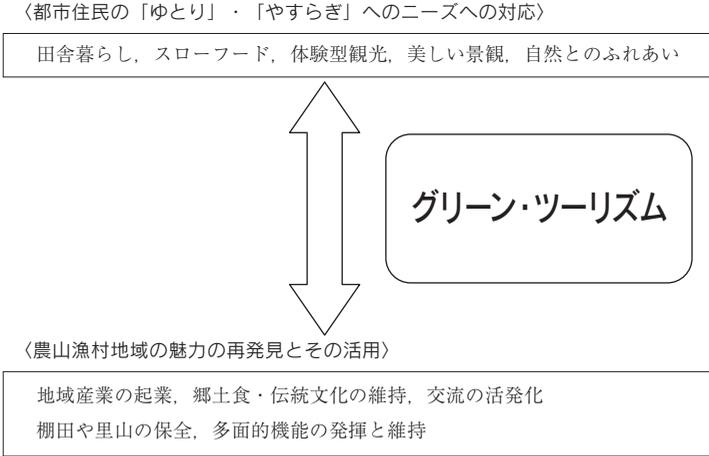
図Ⅲ－４ 規制緩和前後の農林漁家民宿の開業数



出所：『グリーン・ツーリズムの現状と展望』農林水産省資料，2008年。

しかしながら，単なる体験メニューなどの農村観光的なメニューの提示だけに終わるのであれば，グリーン・ツーリズムは従来と同様の観光資源の意味合いしかもつことができず，農業という産業の再評価を通じた農村全体の活性化には結びつかないのではないだろうか。ヨーロッパにおけるグリーン・ツーリズムと日本型グリーン・ツーリズムの相違点は多数見られるが，環境志向型の需要者と供給者で市場が形成されているのかという点において，最大の差異が見られるのではないだろうか。第一次産業として，自然環境と深いかかわりを持つ農林水産業は，環境志向型の産業に他ならず，グリーン・ツーリズムという代替的観光に参加する人々は，需要者も供給者も環境に優しいツーリズムであるということを常に念頭に置いておかなければならない。

図Ⅲ－５ 日本型グリーン・ツーリズムの地域間交流



出所：『グリーン・ツーリズムの現状と展望』農林水産省資料，2008年。

都市住民の農村訪問による地域間交流を目的としている現在の日本型グリーン・ツーリズムに参加している多くの当事者（農家，農家民宿提供者，行政担当者など）は，着地型ツーリズムの一形態として捉えることができる地域固有のグリーン・ツーリズムを展開する必要があると同時に，非行政部門が主体的に取り組む必要がある。体験型修学旅行（教育旅行）など大規模な受け入れを実践している地域においては，当事者たちの主体的な取り組みも見られるが，グリーン・ツーリズム研究会を中心とした小規模な地域においては，行政が中心となって取り組んでいるところが多く見られる。したがって，地域固有資源を活用した環境配慮的な取り組みを行いつつ，農村地域へ経済効果を発現させるためのフレーム作りがこれからの課題となろう。

Ⅲ－２．主体的なグリーン・ツーリズムへ向けて

地域環境力を活用したグリーン・ツーリズムのあり方を考えるとき，地域に

存在する多くの主体の中で先導的に活動しなければならないのは、どのような主体と考えるべきであろうか。ここでは、青森県の取り組みを概観しながら持続可能な枠組みについて考察していく³。

表Ⅲ－1 青森県のグリーン・ツーリズム政策

(1) 受け入れ態勢の整備
① 「なごみの郷」の育成 都市と農村を結ぶ「なごみの郷」作りを財政支援
② 実践講座の開講 グリーン・ツーリズム実践者を対象にホスピタリティなどを習得する講座を開講
③ グリーン・ツーリズムフォーラムの開催
④ 農家民宿の衛生管理支援
(2) 指導者の育成
① グリーン・ツーリズムインストラクター育成スクールの開講
② グリーン・ツーリズムコーディネーターの育成
(3) 情報発信
① 旅行会社や中・高等学校へのPR活動の展開
② 観光物産展等でのPR
③ パンフレットによるPR

出所：青森県からの資料

青森県でのグリーン・ツーリズムの主な取り組みは、農林漁業体験、農家民宿、農家レストラン、農産物の加工と販売、農産物直売所と一般的に考えられる活動内容とあまり変わらない。各主体の役割を見てみると、県レベルでは、

³ 青森県庁でのヒアリング調査において、木村公樹氏（当時 青森県農林水産部構造政策課農村活性化グループ主幹）に大変お世話になりました。ここに記して感謝申し上げます。

県庁の農林水産部構造政策課が担当部署であり、課内に「あおりカムカム農山漁村ネットワーク」がおかれ、グリーン・ツーリズムに関する大枠的な活動を行っている。県の具体的な取り組みを整理すると、表Ⅲ－１のようになる。

これらの事業に関して、先述のネットワーク機構と一体的な取り組みを行っている。ここで明らかなように、青森県ではグリーン・ツーリズムに係わる人材育成プログラムを実施しており、これまでに多くの成果をあげている。(財)都市農山漁村交流活性化機構へ登録済のグリーン・ツーリズムコーディネーターの数は17名(2008年4月時点)、グリーン・ツーリズムインストラクターの数は144名(2009年1月時点)となっている。このような取り組みにより、青森県におけるグリーン・ツーリズムに関するいくつかのデータを整理すると表Ⅲ－２のようになる。

表Ⅲ－２ 青森県のグリーン・ツーリズムに関するデータ

年 度	2003	2004	2005	2006	2007
宿泊者数	226,000人	205,000人	207,000人	193,000人	187,000人
農家民宿戸数	0戸	79戸	137戸	199戸	256戸
教育旅行 宿泊生徒数	1,443人	1,996人	2,155人	2,484人	2,575人
教育旅行 宿泊学校数	9校	11校	13校	17校	21校

出所：青森県からの資料

表Ⅲ－２より、青森県のグリーン・ツーリズムの特徴の一つとして、教育旅行の受け入れを積極的にしていることがうかがえる。これは、日本最大のリンゴの生産地であり、米作から畑作まで多種多様な農作物が広大な農地で生産されているため大規模な受け入れがしやすいという賦存条件と農家民宿施設開設

への地道な取り組みの成果であると考えられる。また、農家民宿団体の中には、NPO 法人尾上蔵保存利活用促進会や達者村ホームステイ連絡協議会という主体もあり、行政と農業従事者を主体とするグリーン・ツーリズム研究会以外の主体が数多く見られる⁴。さらに、教育旅行ガイドパンフレットには、「まるごと青森 農業農村体験」とあり農業体験だけではなく、農業を通じて農村自体を知ってもらいたいという情報発信がなされている。

上で述べた NPO 法人尾上蔵保存利活用促進会は、農家蔵の保存利活用とグリーン・ツーリズム事業の推進基盤の確立と定着拡充を目的として2002年に設立され、翌年に NPO 法人となった組織である。地域資源として農家蔵に着目し、蔵を核としたネットワークの構築から始まり、蔵が機能を果たしてきた母体ともいべき農業の再生に取り組んできた。会の基本方針は、農業の重要性や農業の多面的機能について体験を通じて学んでもらうところであり、単なる農村観光や体験旅行とは一線を画している。この会のこれまでのさまざまな活動は、地域資源を活用した事例として全国的にも高く評価されている。

近年、地方自治体の財政状況は悪化の一途を辿っており、県や市町村が中心となってグリーン・ツーリズム事業を展開していくことは、かなりの困難を伴うものと言える。さらに、第一産業として産業と位置づけられているにも拘らず、生産することだけが経済活動であった農業従事者当人は、販路の開拓や組織の形成といった作業は不得手な分野であるといわざるを得ない。したがって、先述のように行政と農業従事者による組織で、地域資源から構成される地域環境力を活用した取り組みを実践することは、短期的に進行したとしても、中・長期的な持続可能な組織運営までには至らない可能性が高いと思われる。また、行政が窓口の状態では、農家民宿の受付業務は難しいことや農家の主体的な取

4 ヒアリング調査において、佐藤正彦氏（NPO 法人尾上蔵保存利活用促進会 常務理事）には、大変お世話になりました。ここに記して感謝申し上げます。

り組みを回避させてしまう可能性も否定できない。以上のことから、NPO 法人格をもち、組織の方向性を明確に掲げている組織が中心となって、グリーン・ツーリズム事業に取り組むことが望まれる。

NPO 法人尾上蔵保存利活用促進会のように、NPO 法人が中心となって実践されているグリーン・ツーリズムとして、NPO 法人大山千枚田保存会（千葉県鴨川市）の棚田オーナー制度がある。棚田の定義は、傾斜が20分の1以上にある水田のことであるが、米の生産や多面的機能として地すべり防止や保水機能などが認められている。棚田の荒廃は多くの地域で言われていることであるが、棚田オーナー制度は、都市住民が棚田の農地を借りて、農作業をすることによって棚田の荒廃を防ぎ、棚田の保存を図ろうとするものである。棚田オーナー制度は、現地での作業頻度に応じて5段階に分かれている（表Ⅲ－3参照）。

大山千枚田は、東京からもっと近い棚田であると同時に酒づくりオーナー制度や大豆トラスト制度など積極的にさまざまな活動を実践しており、1999年には農林水産省により日本の棚田百選の一つに選定されている。大山千枚田は、2000年に関東圏で初めて棚田オーナー制度を始めたり、棚田サミットを開催し

表Ⅲ－3 棚田オーナー制度の分類

類 型	活 動 内 容
I. 農業体験・交流型	農業体験に重きがおかれ、田植え、草刈り、稲刈りなどの来訪が2～3回。
II. 農業体験・飯米確保型	農業体験よりむしろ、一家の飯米を確保することが主目的。田植え、草刈り、稲刈りなど来訪は2～3回。
III. 作業参加・交流型	来訪の回数や作業の種類が増、農業体験から一歩進んだ類型。来訪の回数は、田起こし・田植え・草刈り・稲刈り・脱穀などの作業に4回以上参加。
IV. 就農・交流型	来訪頻度が最も高く、年10回以上。作業には農機具を使用。
V. 保全・支援型	基本的に金銭的な支援を行い、オーナー田の管理費や保存会などの組織の運営費にあてる。

※現在は上記のうちVに該当する地区は掲載の対象としていません。

出所：全国水土工ネットホームページより

たりしている。今年、棚田オーナー制度は、新規オーナー 19名を含む136名で10年目を迎えた。棚田オーナー制度に見られるような農業資源（作物）に関するオーナー制度は、他地域においても良く見られるが、順調に機能しているケースは少なく、制度の趣旨とは逆に地元の農家の負担が増加してしまう場合もあり、制度自体を廃止してしまうところも出ている。

このように地域資源の利活用によって、農業の活性化を目指したとしても必ずしも目的を達成するとは限らない。円滑に機能する場合とそうでない場合との相違点として、他団体との差別化が図られているのかということがあげられる。また、市場概念で捉えていない場合は、たとえ地域資源を供給したとしてもそれに見合う需要が存在しないならば、市場は成立しないためにその取り組みは失敗に終わってしまう。つまり、日本型グリーン・ツーリズムがある程度円滑に機能するためには、他地域のグリーン・ツーリズムとの差別化と内部の目的などに関する情報の共有化がどの程度達成しているのかに依存するのではないだろうか。さらに、日本型グリーン・ツーリズムを農業という産業の経営の多角化として捉える必要もあると考えられる。

IV. おわりに

地域環境力を活用したグリーン・ツーリズムのあり方について、整理しておこう。地域環境力の原資ともいべき地域資源には、既述の通り多種多様なものが含まれているので、農業に関連するものだけでその構成を考えてしまうと体験旅行や見学になってしまう可能性が高い。したがって、農業が営まれている地域全体、すなわち農村自体を地域資源の供給源と捉えて、地域ツーリズム的な概念でフレーム・ワークをデザインする必要がある。また、地域における各主体の目的と制約を明確にし、活動内容を共有化することによって外部との差別化も図れる。さらに、需要を喚起するためには、他と同質的なものでは

競争優位に立つことはできず、都市住民が明確に理解できるような差別化の特徴が求められる。平成の合併により、これまで他地域であったところと行政区分上は同一地域となったところも少なくないが、地域資源あるいは地域環境力を核とした取り組みを考えるならば、行政区分上の境界はたいした意味を持たないと考えられる。

日本型グリーン・ツーリズムに直接関連する地域資源もあれば、間接的な関係を持つものもある。したがって、地域固有の地域環境力を経済的便益へ繋げる関数は一意ではなく、複合的に存在するものと考えの方が妥当であろう。主体の規模や地域資源の投入水準に比例して、得られる成果も異なってくるであろうが、地域が取り組むための参加条件ともいべき最低条件はクリアしなければならない。つまり、囚人のジレンマや共有地の悲劇的な状況が存在するならば、地域主体自らがそれらを排除するように枠組みを設計しなければならないのである。

最後に、NPO 法人尾上蔵保存利活用促進会のメンバーでもある農業生産法人田園開発リース(有)が掲げる新しい農業経営ビジョンに触れておく⁵。新しい農業経営の内容として、「①環境保全農業の推進、②安心して食べられる食糧、③フェア・トレード（生産者と消費者との公正な取引）」を掲げており、これらを実践することにより、疲弊した日本農業の再生、また生産者と消費者を結ぶ新しい農業経営の形態を目指すとしている。また、「地域社会で問題に直面している人がおり、その問題がその個人にとどまらず地域全体の問題と考えられる場合に、地域共通の問題として地域住民自身が、地域ぐるみでその問題を解決することが出来るように援助する方法である」夢や希望の持てるコミュニティー・オーガニゼーションを目指すために、よりよいコミュニケーションと

⁵ ヒアリング調査において、相馬梅治氏（相建商事 代表取締役）には大変お世話になりました。ここに記して感謝申し上げます。

社会貢献の場としての郊外型アミューズメント田園パークを提供するとしている。

新しい農業経営ビジョンのうち①と③は特に重要な内容を含んでいるといえよう。農業という産業に立脚した持続可能なグリーン・ツーリズムを目指すことにより、農村へ経済的便益をもたらす可能性も生まれるし、消費者との取引に直接参加することにより、従来の農業従事者が有していなかった市場概念を持った農業従事者へと転換が図られるであろう。

本論では、行政の役割やあるべき姿についてあまり触れることができなかったが、今後の課題の一つとしたい。また、時系列的な統計データを収集し、データ解析の作業も必要不可欠なことであろう。残された課題はまだ多くあるが、地域環境力という概念が一般的なものとなり、グリーン・ツーリズムを実践している地域の関係主体が、交通ネットワークも含めた更なる展開を模索してくれることを願うばかりである。

【参考文献】

1. 井田貴志, 今泉博国, 藪田雅弘「地域間ネットワークと地域政策の課題」『地域学研究』第30巻第3号, 日本地域学会, 2000年。
2. 奥野信宏『地域は「自立」できるか』岩波書店, 2008年。
3. 環境省 編『平成15年版環境白書』ぎょうせい, 2003年。
4. 佐々木一成『観光振興と魅力あるまちづくり』学芸出版社, 2008年。
5. 中田実 他編『地域共同管理の現在』東信堂, 1998年。
6. 日本観光協会 編『観光実務ハンドブック』丸善, 2008年。
7. 日本村落研究学会 編『グリーン・ツーリズムの新展開』農山漁村文化協会, 2008年。
8. 吉田春夫『観光と地域社会』ミネルヴァ書房, 2006年。
9. Zamagni, Stefano(ed.), "The Economics of Altruism", Edward Elgar, 1995。